

京都市交通局管理規程第11号

京都市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部を次のように改正する。

平成20年1月11日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

別表第1第2項第4号を次のように改める。

(4) 高速鉄道と西日本会社との相互振替

高 速 鉄 道	西 日 本 会 社
山 科 駅	山 科 駅
京 都 駅	京 都 駅
二 条 駅	二 条 駅
六 地 蔵 駅	六 地 蔵 駅
西 大 路 御 池 駅	円 町 駅
太 秦 天 神 川 駅	花 園 駅

別表第2第4項を次のように改める。

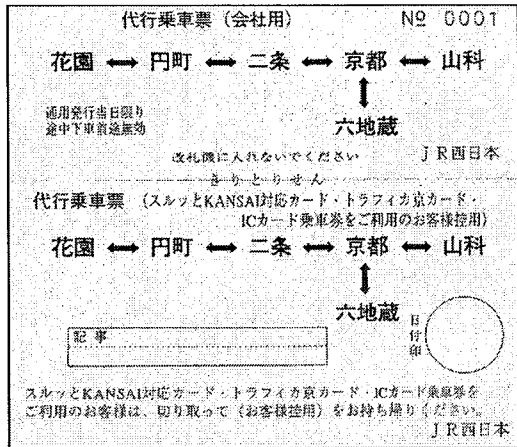
4 高速鉄道と西日本会社との相互振替に係る保管定数

高速鉄道	駅名	山科	京都	二条	六地蔵	西大路御池	太秦天神川
	保管数	5千枚	1万枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚
西日本会社	駅名	山科	京都	二条	六地蔵	円町	花園
	保管数	5千枚	1万枚	5千枚	1万枚	5千枚	5千枚

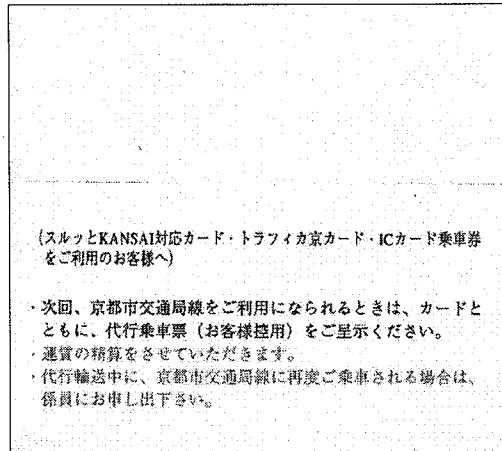
第1号様式第5項を次のように改める。

5 高速鉄道が運行不能となり西日本会社へ振り替える場合

(表面)



(裏面)

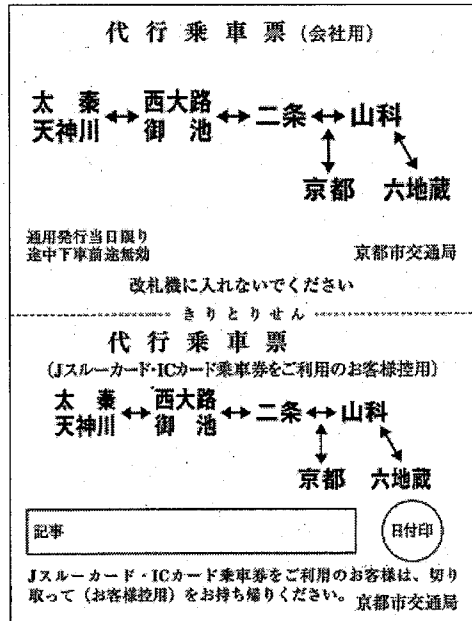


備考 大きさは、縦9.0センチメートル・横10.0センチメートルとする。

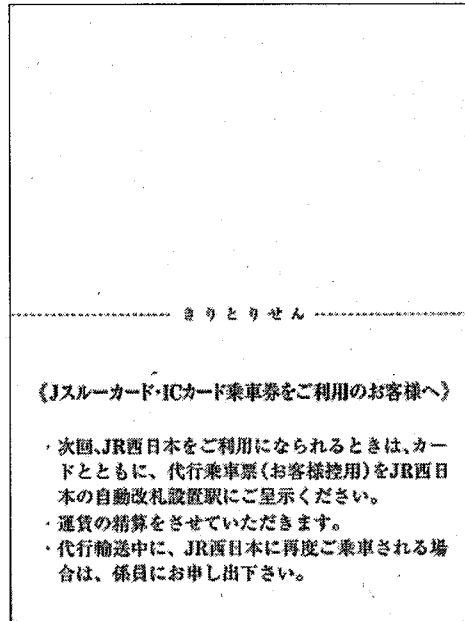
第1号様式第9項を次のように改める。

9 西日本会社が運行不能となり高速鉄道へ振り替える場合

(表面)



(裏面)



備考 大きさは、縦11.4センチメートル・横8.5センチメートルとする。

附 則

この改正規程は、平成20年1月16日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)